

平成 18 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 トップカルチャー  
代表者名 代表取締役社長 清水 秀雄  
(コード番号7640・東証 第1部)  
問合せ先 執行役員総務部長 保科 正人  
T E L 025-232-0008  
<http://www.topculture.co.jp>

## 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 30 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役および使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- (2) 総務部においてコンプライアンスに関する取り組みを全社横断的に統括することとし、同部を中心に取締役および使用人の教育等を行い更なる徹底を図る。
- (3) 当社の取締役および使用人が法令定款違反その他コンプライアンスに関する行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する体制とする。報告を受けた監査役及び取締役会は内容を調査し、重大性に応じ再発防止策を策定し、全社に徹底するとともに人事処分を行う。
- (4) 内部監査部署はコンプライアンスの状況を監査し取締役及び監査役に報告するものとする。
- (5) 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能として常時社外取締役が在籍 するようにする。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書保存規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。
- (2) 取締役及び監査役は文書保存規程に基づき常時これら文書等を閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各担当部署業務に付随するリスクについては、それぞれの担当部署にてリスク管理を行うものとし、新たに生じたリスクについてはすみやかに責任者となる取締役を定めるものとする。
- (2) 組織横断的リスクの監視ならびに対応は総務部が行うものとする。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図る。

- ( 2 ) 目標達成に向け業務担当取締役は各部門が実施すべき具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- ( 3 ) 月次の業績はITを活用したシステムにより迅速にデータ化され担当取締役および取締役に報告する。
- ( 4 ) 取締役会は定期的にその結果をレビューし担当取締役に目標未達の要因分析、改善策を報告させ審議する。
- ( 5 ) ( 4 ) の結果に基づき各担当取締役は権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

#### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ( 1 ) 当社取締役ならびに子会社の代表取締役社長は法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を有するものとし、必要に応じコンプライアンスならびにリスクマネジメント等の状況を取締役会、監査役会に報告するものとする。
- ( 2 ) 子会社に対し取締役として当社の取締役を派遣し、当該子会社取締役の職務執行を監視・監督する。
- ( 3 ) 子会社の代表取締役社長は当社幹部会議、経営会議に出席し、事業内容の定期的な報告を行うとともに、重要な案件については事前協議を行うものとする。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ( 1 ) 監査役は職務を補助する組織を総務部とする。
- ( 2 ) 監査役は総務部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- ( 3 ) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、上司たる使用人の指揮命令を受けないものとする。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ( 1 ) 取締役または使用人は、当社または当社グループ会社に著しい損害を及ぼす等重大な影響を及ぼす事項、取締役の職務遂行に関する不正な行為、法令、定款に違反する重大な事実等を発見した場合はすみやかに監査役に報告するものとする。
- ( 2 ) 監査役は取締役会のほか、幹部会議、経営会議等監査上重要と思われる会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し取締役及び使用人に対し説明を求めることができるものとする。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ( 1 ) 監査役と代表取締役社長は監査の実効性を確保するために必要な相互の意思疎通を図るために定期的に会合を持ち意見交換することとしている。
- ( 2 ) 監査役は内部監査部署、総務部および監査法人と相互に連携し監査の実効性確保を図るものとする。

以 上